

(記 載 例)

様式第 4

許 可
破 碎 業 申 請 書
許 可 の 更 新

該当しない方を消す

更新申請は記入

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 年 月 日	

年 月 日

申請日を記入

岐阜県知事 様

本例はあくまでも一つの記入例
であるので、各事業所に沿った
ものを記入してください。

(郵便番号) 100-0001
 住 所 ○○県△△市◆◆町1-1
 氏 名 株式会社○○リサイクル
 代表取締役 ◆◆◆◆
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (111) 222-3333

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲	破 碎 処 理 破 碎 前 処 理							
事業所の名称及び所在地	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2">株式会社○○リサイクル</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">(郵便番号) 100-0001 ○○県△△市◆◆町1-1 電話番号 (111) 222-3333</td> </tr> </table>		名 称	株式会社○○リサイクル		所在地	(郵便番号) 100-0001 ○○県△△市◆◆町1-1 電話番号 (111) 222-3333	
名 称	株式会社○○リサイクル							
所在地	(郵便番号) 100-0001 ○○県△△市◆◆町1-1 電話番号 (111) 222-3333							
事業の用に供する施設の概要	<p>欄に書ききれない場合は別紙により添付することも可。</p> <p>破 碎 施 設 ① シュレッター-マシン○○型(能力 ○○トン/日) 1 基 破 碎 施 設 ② シュレッター-マシン△△型(能力 ○○トン/日) 1 基 せん断施設キロチン○○型(能力 ○○トン/日) 1 基 圧縮施設○プレス○○型(能力 ○○トン/日) 2 基 保管施設①(廃車ガラ・プレス)面積○○m² コンクリート打設 保管施設②(ASR)面積○○m² 屋根・囲い有 運搬車両(平ホッティ 2、キャリアカー 2) プレスカー 2 油水分離槽 ○○m³ 2 基</p>							
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	廃プラスチック破砕施設 平成○○年○○月○○日 第○○○○○○○○○○○○号							
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)						
	△△県	第○○○○○○○○○○号(解体業)						

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1 △△県 2 △△県 3 ●●市 4 ◎◎市	第○○○○○○○○○○号（中間処理） 第○○○○○○○○○○号（収集運搬） 第○○○○○○○○○○号（収集運搬） 第○○○○○○○○○○号（収集運搬）
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	株式会社○○リサイクル解体自動車置場 △△県△△市○○町○-○-○ 保管場所面積○○m ² 、保管量の上限○○台	
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
ふりがな ○○ ○○	代表取締役	○○県△△市○○町○-○-○
ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町○-○-○
ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町○-○-○
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 下記使用人がある場合は記入 ・ 申請者の使用人で本店又は支店の代表者 ・ 解体業に係る契約を締結する権原を有する者 </div>		
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名	住所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住所	(郵便番号)	電話番号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市◆◆町1-1	500株
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県◎◎市◆◆町2-2	300株
ふりがな (株)〇〇〇	〇〇県▽▽市◆◆町3-3	200株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確化にし、保管基準を遵守して保管する。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	油水分離装置の清掃を定期的実施し、適切に管理する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。ASR以外の残さ(SR)の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	ASR以外の異物の混入及びASRの飛散・流出しないよう運搬する。
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。
火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。

△手数料欄

備考 1 △の欄は、記入しないこと。

- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」まで「事業の用を繰り返す施設、事業ごと」に記載すること。
- 4 「事業の用を供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当する者に記載することとし、記載しきれないときは、この様式「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

誓約書

許可申請者、役員及び使用人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌ抜粋

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 自動車リサイクル法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

株式会社〇〇リサイクル

氏名 代表取締役 ■ ■ ■ ■

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県知事

様

破 碎 業

事業計画書及び収支見積書 様式第 1 3

本例はあくまでも一つの記入例であるので、各事業所に沿ったものを記入してください。

事業計画書及び収支見積書

平成〇〇年〇〇月〇〇日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

解体業者から解体自動車を引取り、シュレディングマシンで破碎後、鉄、非鉄、ASRに分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。

○鉄・・・電炉メーカーに売却
輸出業者に売却

○非鉄金属・・・非鉄金属商社に売却

○ASR・・・自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡

（フロー概略図を添付）

業務時間	8:00~17:00	従業員数	20人	休業日	日曜日・祝祭日
------	------------	------	-----	-----	---------

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	20,000台	22,000台	24,000台	25,000台
主な引取先	解体業者等	解体業者等	解体業者等	解体業者等

新規申請の場合は、この実績欄への記載は不要です。

* 新規申請の場合は、過去の引取実績欄への記載は不要です。

1-3. 破碎実績

年 度	____25____年度実績 (3年前)	____26____年度実績 (2年前)	____27____年度実績 (1年前)
年間処理実績	20,000台	22,000台	22,000台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	71台/日	79台/日	79台/日

* 新規申請の場合は、本欄は記載する必要ありません。

1-4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
100台/日	280日	28,000台

更新の場合は、現在保管量を記載のこと。基準超過がないこと。

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	1,200台(m ³)	保管量の上限	7,000m ³
現在保管量	1,000台(m ³)	現在保管量	22,000m ³

1-6. 年間収支見積書

項目		前年度(27年) (決算月(3月))		今年度の見込み (決算月(3月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	276,000	12,000	524,000	20,000
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	-120,000	-5,000	75,000	3,000
その他の経費	ウ	269,000	11,696	235,800	9,000
	うち廃棄物処理委託費	エ	4,000	26,200	1,000
営業収益	オ=ア-イ-ウ	127,000	5,304	213,200	8,000
営業外収益	カ(主に支払利息)	-3,000	-130	-3,000	-115
経常利益	キ=オ+カ	124,000	5,174	210,200	7,885
解体自動車等年間引取台数		24,000		25,000	
解体自動車等年間処理台数		23,000		26,200	

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高) (千円)	100,000	100,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上する。

